

5. 設備の改造等

(1) 超大型トランスの搬入促進のための設備改造

1. 問題点

大阪PCB処理事業区域には、保管事業所で抜油や付属品の取外しを行って、表1の受入基準を満足しないトランスが43台存在する。これら43台のトランスの内、受入基準を大幅に上回り、超過量が大きいものから掲げたものが表2である。これら表2の10台がクリアできれば、残る33台はすべて大阪PCB処理事業所で処理できることになる。

表1. 受入基準

重量 (トン)	寸法 (mm)		
	幅 W	長さ L	高さ H
12	2,400	3,200	3,000

表2. 受入基準超のトランス(例)

No	保管事業者	容量 (kVA)	製品状態										
			油量 (L)	総重量 (kg)	寸法 (mm)			重量 (kg)			寸法 (mm)		
					W	L	H	重量	W	L	H		
1	A社	2,240	4,920	17,800	3,230	4,290	3,523	9,606	2,100	3,160	3,053		
2	B社	3,610	5,200	21,100	3,190	3,880	3,635	11,055	1,850	2,700	3,170		
3	C社	3,300	6,500	24,400	3,190	3,210	4,280	12,990	2,000	2,950	3,265		
4	A社	3,300	4,550	19,200	3,070	4,490	3,345	9,948	1,800	3,000	3,345		
5	A社	3,300	4,550	19,200	3,070	4,490	3,345	9,948	1,800	3,000	3,345		
6	A社	3,300	4,550	19,200	3,070	4,490	3,345	9,948	1,800	3,000	3,345		
7	D社	3,350	7,900	32,900	3,750	5,081	5,000	11,099	2,500	3,670	3,363		
8	D社	3,350	7,900	32,900	3,750	5,081	5,000	11,099	2,500	3,670	3,363		
9	A社	3,300	5,600	21,800	3,130	4,700	3,395	10,633	2,400	3,400	3,395		
10	A社	3,300	5,600	21,800	3,130	4,700	3,395	10,633	2,400	3,400	3,395		

2. 目的

JESCO 大阪事業所の受入設備を改造し、受入基準を改訂することにより、上記保管事業者の超大型トランスの処理を促進するとともに、計画的処理期限内の処理完了を目的とする。

3. 受入設備の改善、受入基準の改訂

3-1. 受入設備の概要

図1に受入設備の概要を示す。大型トランスの棟間搬送を下記の手順で行う。(下記①～⑤は図1中の①～⑤に対応)
 ① 受入室に搬入されたトランスをクレーンで、ローラコンベア上に置かれたパレットの上に設置する。
 ② ローラコンベアにより一旦前室に送る。
 ③ 更にローラコンベアにより受入検査室に送る。
 ④ 受入検査室のクレーンで大型秤量機台車の上に設置し、秤量する。
 ⑤ 台車移動により大型解体準備室に送る。

3-2. 現状設備の問題点

シャッターA(シャッターBも同じ)において、表2の W max 2,500(No.7,8) 及び L max 3,670(No.7,8) は問題なく通過できるが、高さは 3,350 が限度であり、No.7～10 のトランスは通過できない。
 またシャッターCにおいて、W 及び L は問題ないが、高さは 3,260 が限度であり、No.3～10 のトランスは通過できない。
 結局、現状設備では表2の No.3～10 の8台のトランスが、高さ制約により受入ることができない。

3-3. 受入設備の改善

H max 3,395 までのトランスを受入れることができるようにするため、最適手段としてパレット及び大型秤量機台車を図2のとおり改造計画であり、平成27年夏季の定期点検中に実施予定である。

- (1) パレットを105→20に薄厚化・新製する。
- (2) 大型秤量機台車を1,250→1,075に低床化・改造する。

表3. 受入基準改訂

重量 (トン)	寸法 (mm)		
	幅 W	長さ L	高さ H
14	2,500	3,800	3,400

3-4. 受入基準の改訂

受入基準を表3のとおり改訂し、JESCO ホームページ上で公開する。

4. 収集運搬について

大型トランスの運搬実績がある収集運搬業者(抜粋)を比較した運搬高さ及び運搬可否を表4に示す。表4から判るとおり、運搬の可能性がある収集運搬業者はN社に限定される。N社の場合において、No.4～10のトランスを運搬するためには、運搬高さが4.1mを超えるため特車通行許可の申請を行うか、あるいは厚さ95mmまでのトレイを新製して運搬高さを4.1mまでに収めるかが考えられる。どちらを選択するかは保管事業者/収集運搬業者の判断による。

表4. 運搬高さ及び運搬可否

収集運搬業者	金属トレイ(内寸) mm			荷台高さ mm	トレイ厚さ mm	運搬可能高さ (4.1m 制限の場合)	表2のトランスの運搬可否
	幅	長さ	高さ				
K社	2,300	3,100	550	1,100	50	2,950	No.1～10全て不可
K社	2,300	3,100	550	1,020	50	3,030	〃
M社	2,044	2,744	847	990	226	2,884	〃
N社	2,340	3,560	800	610	150	3,340	No.1～3可能 No.4～10不可
S社	2,262	3,412	870	1,070	6	3,024	No.1～10全て不可

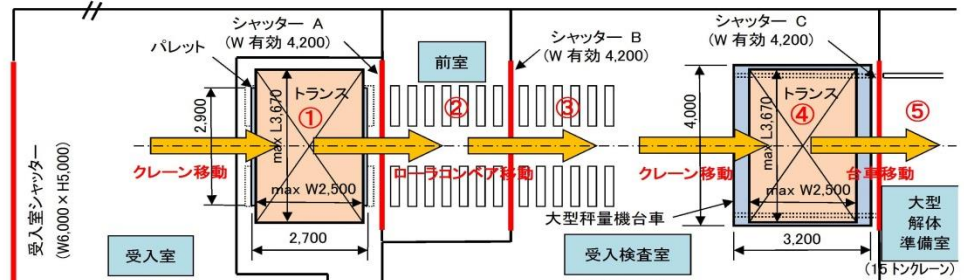


図1. 受入設備概要

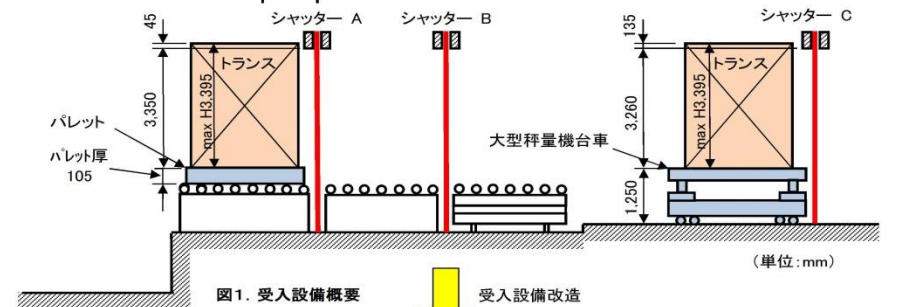


図2. 受入設備改造